

～2024年問題！実は時間外労働の上限規制は中小・小規模事業者における課題である！～

働き方改革関連法の ポイントと影響

「働き方改革関連法」が2019年4月1日から順次施行されております。企業規模を問わず2023年4月より月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%以上へ引き上げられ、2024年4月からは、全業種に時間外労働の上限規制が適用されます。労働力人口の減少・採用難から時間外労働の上限・割増率アップは働き方改革の中でも大きな課題となります。

そこで働き方改革関連法の既施行分の振り返りとこれから適用される内容について、ポイントと課題、その上で具体的な働き方改革を通してどう解決していくのかについて解説するセミナーを以下の通り実施いたします。

・主な講座内容・

- 既に施行されている働き方改革関連法の確認
- これから適用される働き方改革関連法のポイントと影響
 - 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引上げ
 - 全業種に対して時間外労働の上限規制の適用
- 働き方改革関連法と中小・小規模事業者における課題
- 採用・定着、業務効率化、仕組み化、業務委託・副業人材活用など打開策と注意点
- これからの中小・小規模事業者の業務の進め方



山田 真由子 氏

やまだ まゆこ

スター・コンパス 代表
キャリアモチベーター® / 特定社会保険労務士

京都ノートルダム女子大学卒。大学卒業後、アパレル販売、人事、総務を経験。その後、社労士事務所併設の人事コンサルティングチームリーダーを経て2006年に開業。お客様の要望をかなえていく過程で、組織を活性化するためには何が必要なのかを現場で試行錯誤しながら企画提案から研修・コンサルティングまでを実施。厚生労働省の中小企業・小規模事業者等に関する働き方改革推進支援事業、滋賀県産業保健総合支援センターにて、専門相談員を経験し、研修や講演活動を行っている。

日時

2024年 9月24日 火 14:00～16:00

会場

岡山シティホテル厚生町 2階会議室 211号室（岡山市北区厚生町3-1-20）

受講料

無料

対象者

中小・小規模事業者（会員・非会員問わず）

定員

50名（定員に達し次第
締切ります）

お問い合わせ先

岡山商工会議所 経営支援グループ（担当：佐々木・山本・難波）
TEL.086-232-2266

お申し込み方法

下記申込書に必要事項をご記入いただき **FAX** いただくか、
右QRコードより **オンライン**にてお申し込みください。セミナー申込用
QRコード

岡山商工会議所 行 ⇒ FAX.086-232-5269

（申込日： 年 月 日）

9/24（火）開催『働き方改革関連法のポイントと影響』セミナー受講申込書

事業所名			
受講者名	所在地		
従業員数	人	業種	
電話番号	メールアドレス	@	

※ご記入いただいた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、取扱いにつきましては個人情報保護法に則り、厳重に管理いたします。
※開催日までの状況変化により、オンラインへの変更または中止とさせていただきますので、ご了承ください。